

地震発生時の対応について

学校が所在する地域、通学する経路の地域、生徒の居住する地域において、地震が発生した場合、及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の生徒の対応は、下記のとおりとします。

記

- 1 登校前に震度5弱以上の地震が発生した場合
 - (1) 自宅または安全を確保できる場所に待機してください。
 - (2) 学校の休業及び授業開始等については、公共交通機関の運行、学校周辺や通学経路及び生徒の居住地域等の安全を確認した上で、学校から連絡します。
 - (3) 学校から「すぐーる」または電話等により、安否確認の連絡を行います。
- 2 登校途中に震度5弱以上の地震が発生した場合
 - (1) 直ちに近くの広い場所に避難し、揺れが収まってから、自宅または学校、指定避難所等、近くの安全な場所へ移動し、待機してください。
 - (2) 学校の休業及び授業開始等については、公共交通機関の運行、学校周辺や通学経路及び生徒の居住地域等の安全を確認した上で、学校から連絡します。
 - (3) 学校から「すぐーる」または電話等により、安否確認の連絡を行います。
- 3 登校後に震度5弱以上の地震が発生した場合
 - (1) 発生時にあっては、本校の危機管理マニュアルに則り、安全確保に努めます。
 - (2) 震度5弱以上の地震が発生した場合は、学校待機を原則としますが、公共交通機関の運行、学校周辺や通学経路等の安全及び生徒の居住地域等の安全を確認した上で、下校することもあります。また、成人している生徒や、家ごく近い生徒などは、本人と学校が協議して対応を決めることがあります。
 - (3) 状況によって、ご家庭に迎えをお願いして帰宅することがあります。この場合は、学校からご家庭に連絡をします。
 - (4) 上記により帰宅した場合は、生徒は自宅へ到着したことを次の方法により学校へ連絡してください。

ア 「すぐーる」による帰宅確認連絡が送信されている場合は、そのアンケートに返信することにより報告する。

イ その他の場合は、学校へ電話で連絡をする。

電話（定時制直通） 0573-66-1313

4 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における留意事項

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時

① 本校においては、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、後発地震に注意した行動をとることを生徒に周知したうえで、通常どおり授業を行うことを原則とします。ただし、県災害対策本部と協議を行い、必要と認められる場合には、県教育長が休業及び休業期間を決定します。

② ①の規程により通常どおり授業を行う場合にあっても、次に掲げる生徒については、安全を確保できる場所に待機することを原則とします。（この場合には、必ず学校に連絡してください。） 待機または待機場所からの登校については、校長が決定します。

ア 南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、土砂災害特別警戒区域に居住する生徒

イ 南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、耐震性の不足する住居に居住する生徒

③ ①の規程により、教育長が休業を決定した場合、及び②により校長が安全を確保できる場所に待機することを決定した場合は、次のとおり学校から連絡をします。

ア 登校前に決定した場合は、「すぐーる」で、生徒・保護者に連絡します。

イ 登校途中に決定した場合は、「すぐーる」で、生徒・保護者に連絡します。

生徒は直ちに安全を確保できる場所に待機してください。その際「すぐーる」による到着確認に確実に返信してください。

ウ 登校後に決定した場合は、「すぐーる」で保護者に連絡します。公共交通機関の運行、学校周辺や通学経路等の安全及び生との居住地域等の安全を確認の上、下校します。この場合3（4）に示したものと同一要領で自宅へ到着したことを学校へ連絡してください。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表により教育長が指定した休業期間が経過した後、及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

日頃からの地震への備えを再確認するとともに、後発地震に注意した行動をとることを生徒に周知したうえで、通常どおり授業を行うことを原則とします。